

○認知機能検査等検査員の認定等に関する規則

平成23年2月23日公安委員会規則第1号

改正

平成25年4月公安委員会規則第4号
令和元年6月公安委員会規則第1号
令和2年4月1日公安委員会規則第6号
令和4年3月30日公安委員会規則第6号

認知機能検査員の認定等に関する規則をここに公布する。

認知機能検査等検査員の認定等に関する規則

認知機能検査員等の認定等に関する規則（平成21年3月青森県公安委員会規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等（以下「認知機能検査等」という。）を行う者（以下「認知機能検査等検査員」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知機能検査等検査員講習 青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査等の実施に必要な技能及び知識に関する講習をいう。
- (2) 認知機能検査等検査員資格審査 公安委員会が行う認知機能検査等の実施に必要な技能及び知識に関する審査をいう。

（認知機能検査等検査員講習の実施）

第3条 認知機能検査等検査員講習を受けようとする者は、認知機能検査等検査員講習受講申請書（別記様式第1号）を公安委員会に提出するものとする。

2 公安委員会は、前条第1号に定める講習を次表により実施するものとする。

講習項目	講習内容	時間
1 高齢者と認知症の実態及び基礎理論	(1) 認知症の実態と認知症に関する基礎理論 (2) 認知症の症状と対応方法	1時間30分
2 高齢運転者対策の概要	(1) 高齢運転者の交通事故情勢 (2) 認知機能検査の内容 (3) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 (4) 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書 (5) 安全運転相談	1時間
3 認知機能検査の実施方法	(1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施（ロールプレイング）	2時間30分

3 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者が認知機能検査等検査員講習を受けようとするときは、前項の表1の項及び2の項に規定する講習項目を省略することができる。

- (1) 自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員補充講習（以下「補充講習」という。）を終了した者
- (2) 都道府県指定自動車教習所協会が実施した補充講習の受講者が同講習の内容を伝達する研修を修了した者
- (3) 平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修を終了した者
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修を終了した者

(認知機能検査等検査員資格審査の実施)

第4条 認知機能検査等検査員資格審査を受けようとする者は、認知機能検査等検査員資格申請書(別記様式第2号)に、次の各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写しを添付の上、公安委員会に提出するものとする。

(1) 認知症の専門医

(2) 警察庁又は都道府県警察が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する教養を終了した者

(3) 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員研修を終了した者

(4) 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修を終了した者

2 公安委員会は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請書を提出した者が、前項各号のいずれかに該当する者であるかを確認する方法により、認知機能検査等検査員資格審査を実施するものとする。

(認知機能検査等検査員の認定)

第5条 公安委員会は、認知機能検査等検査員講習を終了した者に対し、認知機能検査等検査員講習終了証(別記様式第3号)を交付の上、認知機能検査等検査員として認定するものとする。

2 公安委員会は、認知機能検査等検査員資格審査に合格した者に対し、認知機能検査等検査員資格審査合格証(別記様式第4号)を交付の上、認知機能検査等検査員として認定するものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、認知機能検査等検査員の認定等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年公安委員会規則第1号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日公安委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月30日公安委員会規則第6号)

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

年 月 日	
青森県公安委員会 殿	
住 所	
氏 名	
生年月日 年 月 日 (歳)	
電話番号	
認知機能検査等検査員講習受講申請書	
認知機能検査等検査員講習を受講したいので申請します。	
記	
受講年月日	年 月 日
受講場所	
勤務先	所在地
	名称
	電話
講習受講歴	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員補充講習 <input type="checkbox"/> 都道府県指定自動車教習所協会が実施した高齢者講習指導員補充講習の受講者が同講習の内容を伝達する研修 <input type="checkbox"/> 平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修 <input type="checkbox"/> 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修 <input type="checkbox"/> なし
備考	
県収入証紙貼付欄	手数料 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 (歳)

電話番号

認知機能検査等検査員資格審査申請書

認知機能検査等検査員資格審査を受けたいので申請します。

記

勤 務 先	所在地
	名 称
	電 話
審 査 内 容	1 認知症の専門医 2 警察庁又は都道府県警察が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する教養を終了した者 3 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員研修を終了した者 4 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修を終了した者
備 考	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 審査内容欄は、該当する番号を○で囲むこと。

別記様式第3号（第5条関係）

第 号

認知機能検査等検査員講習終了証

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、認知機能検査等検査員講習の課程を終了したことを証明する。

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
別記様式第 4 号（第 5 条関係）

第 号

認知機能検査等検査員資格審査合格証

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、認知機能検査等検査員資格審査に合格したことを証明する。

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。